日本や記題題

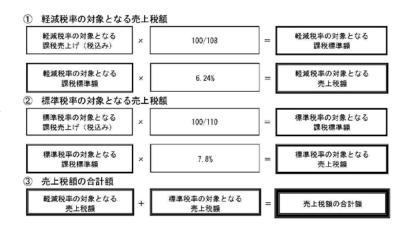
(会社の税務 よろず相談室⑩)消費税その37 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の 下での税額計算の概要

- Q. 適格請求書等保存方式の下での税額計算の方法について教えてください。
- A. 軽減税率制度の実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の複数となることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においてもこれまでと変わりません。

具体的な売上税額と仕入税額の計算方法は、次のとおりとなります。

- 1. 売上税額(詳細については、国税庁 HPの 消費税インボイス制度に関するQ&Aの 問119《売上税額の計算方法》をご参照くださ い。)
 - (1) 原則(割戻し計算)

税率ごとに区分した課税期間中の課税 資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108 分の100又は110分の100を掛けて税率ごと の課税標準額を算出し、それぞれの税率 (6.24%又は7.8%)を掛けて売上税額を算 出します(消法45)。



(2) 特例(積上げ計算)

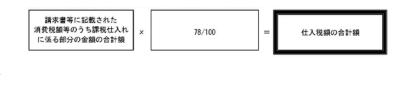
相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書(以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。)の写しを保存している場合(適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。)には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とすることができます(消法45⑤、消令62①)。

なお、売上税額を積上げ計算した場合、 仕入税額も積上げ計算しなければなりま せん。 適格請求書等に記載した 消費稅額等の合計額 × 78/100 = 売上税額の合計額

- 2 仕入税額(詳細については、国税庁 HP の消費税インボイス制度に関する Q & A の問126《仕入れ税額の計算方法》及び問 128 《適格請求書などの請求書等に記載された消費税額による仕入税額の積上げ計算》をご参照ください。)
 - (1) 原則(積上げ計算)

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等(提供を受けた電磁的記録を含みます。)に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて仕入税額を算出します(消法30①、消令46①②)。

税率ごとに区分した課税期間中の課税 仕入れに係る支払対価の額の合計額に、 108分の6.24又は110分の7.8を掛けて算出 した金額を仕入税額とすることができま



① 軽減税率の対象となる仕入税額

	軽減税率の対象となる 課税仕入れ(税込み)	×	6. 24/108	=	軽減税率の対象となる 仕入税額
2	標準税率の対象となる仕入税額				
	標準税率の対象となる 課税仕入れ(税込み)	×	7. 8/110	=	標準税率の対象となる 仕入税額
3	仕入税額の合計				
Г	軽減税率の対象となる 仕入税額	+	標準税率の対象となる 仕入税額	=	仕入税額の合計額

す(消令46③)。

なお、割戻し計算により仕入税額を計算できるのは、売上税額を割戻し計算している場合に限られます。

(税制委員会:

忠地祐一、杉山良一、草間俊文 グループ稿) (監修:関東信越税理士会 松本支部)

(参考) 売上税額と仕入税額の計算方法

売上税額 仕入税額 【割戻し計算】(原則) 売上税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を掛けて計算します。

この方法を採用する場合、仕入税額は積上げ計算(原則)又は割戻し計算(特例)のいずれかを選択することができます。

【割戻し計算】(特例) 環税期間中に国内におい

課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払 対価の額を役率の異なるごとに区分した金額の合計額にそ れぞれの税率に基づき割り戻し、仕入税額を計算すること まできます。

【積上げ計算】(特例)

相手方に交付した適格請求書等の写しを保存している 場合(適格請求書に係る電磁的記録を保存している場合 を含みます。)には、これらの書類に記載した消費税額 等を積み上げて売上税額を計算することができます。 【積上げ計算】(原則)

仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費 税額等を積み上げて計算します。

売上税額の計算において「積上げ計算」を選択した場合、仕入税額の計算では「割戻し計算」を適用することはできません。

※ 売上税額の計算方法において、「割戻し計算」と「積上げ計算」を併用することは認められていますが、仕入税額の計算方法において、「積上げ計算」と「割戻し計算」を併用することはできません。

人は あるさと!

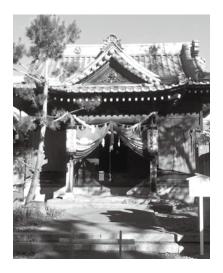
『えびす講 (恵比寿講)』 ~商売繁盛・五穀豊穣を願い~

昭和の中頃までは、年末年始の準備や収穫の終わった農家の買い出しに向けた商店街の大売り出しの名目として歳末商戦の目玉でしたが、11月3日の「市民祭」やクリスマスセールに挟まれたことで、いったんは縮小していきました。

平成に入り四柱神社周辺のお城下町と呼ばれる商店街を中心に復活し、今日の賑わいにつながっています。11月下旬のこの時期には、深志神社でも1742年に本町1丁目の商人が勧請した恵比寿神社で恵比寿講が行われています。アメリカでもブラックフライデーの季節ですから、商売的には良いタイミングなのかもしれません。

全国的に有名なのは、お正月の1月10日に福男神事

が社恵に間恵期さ現ら恵てにわすすりで比あ温比にれ在れ比い様りに神こ昭社1講すの西こ総するはら初が10行ちの西のは、のまあ社か和殿月が。冬の西のででは浅宮治請にてにれみ物



詩「松本あめ市」はもともと「初市」と呼ばれ、「市神」として恵比寿様を祀っていますので、例祭が1月10日に行われていたことを考えると、広い意味では恵比寿講として捉えることもできるのではないでしょうか。

恵比寿様と呼ばれるこの神様の本名は「事代主神」 (または「蛭子」)。岡宮神社にも境内の右奥に事代主 社がありますので、初詣にあわせて今年の繁栄を祈念 して恵比寿めぐりをしてみるのはいかがでしょうか。

(横沢敏編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001 品質 ISO 9001 認証取得